

公布された条例のあらまし

◇静岡県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務のうち、と畜場内におけるもの等を食肉衛生検査所の所掌事務としました。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方自治法施行令の改正により、海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責の基準が改められたことに伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 漁業法の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第1条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県中小企業緊急金融支援基金条例

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響を受けている中小企業者に対する金融上の支援を行う事業に要する経費に充てるため、静岡県中小企業緊急金融支援基金を創設することとしました。

2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）
- (5) この条例は、令和8年3月31日に効力を失うこととしました。（附則第2項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡社会健康医学大学院大学入学料等徴収条例

1 制定の理由

静岡社会健康医学大学院大学における入学料等の徴収について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 入学料等の額について定めました。(第2条関係)
- (2) 入学料等の徴収について定めました。(第3条関係)
- (3) 入学料等の免除について定めました。(第4条関係)
- (4) 入学料等の不還付について定めました。(第5条関係)
- (5) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 家畜伝染病予防法の改正に伴い、必要な改正を行いました。(別表関係)
- (2) 漁業法の改正に伴い、必要な改正を行いました。(別表関係)
- (3) 受益者負担の適正化を図るため、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に係る手数料の改定を行いました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、1の(1)及び(3)については一部の改正を除いて公布の日から、(2)については令和2年12月1日から施行することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

県民の利便性向上及び行政の効率化等を図るため、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務を追加しました。(第1条関係)
- (2) 本人確認情報を利用することができる事務を追加しました。(第2条関係)
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) ふじのくに権限移譲推進計画に基づき、新たに市が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (2) 水産業協同組合法の改正に伴い、現在、静岡市及び浜松市が処理することとしている事務の削除等をする改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、1の(1)については令和2年11月1日又は同年12月1日から、(2)については同日から施行することとしました。